

境港市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 境港市地域福祉計画策定にあたり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討し、より充実したものとなるようにするため、境港市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌とする。

- (1) 境港市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他、境港市地域福祉計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定委員会は、市長が委嘱する15名以内で構成する。

2 策定委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を総括し、代表する。

2 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催できない。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて、策定委員会の会議に、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務については、福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定める他必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

2 第4条第2項の規定にかかわらず、第1回目の策定委員会の会議は、境港市長が招集する。